

環境アセスメントのエLEMENTと各援助機関・輸出信用機関の要求・関与 (作業中・未定稿)

検討のための素材であり、それぞれのガイドラインを完全に反映しているものではない。
修正すべき点があれば、ご意見願いたい。

環境配慮の開始時期

国際協力銀行		その他機関
国際金融等業務	海外経済協力業務	
		<ul style="list-style-type: none"> 世銀 / EAは、案件処理の出来るだけ早い段階から開始され、提案案件の経済的、財政的、制度的、社会的、および技術的分析との密接な調和が図られる。(OP4.01-3)

スクリーニング

国際協力銀行		その他機関
国際金融等業務	海外経済協力業務	
(明示なし) <ul style="list-style-type: none"> 地域特性、事業特性・規模、銀行の関与度に応じた環境審査のスクリーニング方法を示すことにより環境アセスメントの必要性の有無を知らせている。 内談時にわかるものもあり 	(明示なし) <ul style="list-style-type: none"> 地域特性、事業特性・規模等に応じた環境審査のスクリーニング方法により環境アセスメントの必要性の有無を知らせている。 年次協議等の事前段階で、調整が図られる場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 世銀 / PCD (案件構想書類) の作成期間中に、TT (タスクチーム) は、EAの範囲、および要求されているEA報告書の手順・日程・概要、について借入人と話し合う。(世銀BP4.01-6)

スコーピング

国際協力銀行		その他機関
国際金融等業務	海外経済協力業務	
<ul style="list-style-type: none"> 14産業セクター毎の「環境チェックリスト」と三つの「要因別チェックポイント」(大気汚染、水質汚濁、産業廃棄物)により考慮すべき点を例示 	<ul style="list-style-type: none"> 17の事業種類について「チェック項目と解説」を示し、考慮すべき点を例示 	<ul style="list-style-type: none"> 世銀、IFC / 潜在的な問題チェックリストで産業セクターまたは立地場所についてアセスメントで扱うべき事項を挙げている 世銀 / PCDの作成期間中に、TTは、EAの範囲、および要求されているEA報告書の手順・日程・概要、について借入人と話し合う(BP4.01-6) 世銀 / EAは自然環境(大気、水、陸地)、人類の健康と安全、社会的関心(強制移住、先住民族、文化遺産) および越境または地球規模環境問題を考慮の対象とする。EAは自然および社会的関心を統合的に考える。(OP4.01-3)

環境アセスメントのTOR（実施要領）の作成

国際協力銀行		その他機関
国際金融等業務	海外経済協力業務	
		<ul style="list-style-type: none"> 世銀 / 必要に応じて、TIは、債権者によるEA報告書の実施要領（TOR）の素案作成を手伝う（BP4.01-7） 米輸銀 / 融資機関が借入人に対して発行するLetter of Interestにアセスメントに記述されるべき要素に関する記述をする

関係者（住民含む）との協議

国際協力銀行		その他機関
国際金融等業務	海外経済協力業務	
<ul style="list-style-type: none"> 自然環境への配慮だけでなく、社会環境、特に非自発的な移転を余儀なくされる住民及び周辺住民に対して、説明が十分なされるなど、住民の同意が得られるための適切な配慮がなされていることが必要であり、本行はこれを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 借入国内での所要の手続きを終了した環境アセスメント報告書が借入国政府から提出されなければならない 環境アセスメント報告書は、借入国内において公開されたものであることが望ましい 住民移転が発生するプロジェクトにおいては、（中略）借入国によって移転住民の意向が十分聴取されなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> IFC / できるだけ早期の段階から協議を行うよう推奨。特にカテゴリAプロジェクトに対しては、スコーピング直後でTOR完成前、影響評価書案が準備できた段階の最低2回を明示。Public Consultation & Disclosure Planの作成を準備義務づけ。できるだけ早い段階から準備を始め、常に改定されていくべきとしている IFC / カテゴリ A について公開協議のマニュアル Doing Better Business through Effective Public Consultation and Disclosure を必ず参照すべき（should consult）とする OPIC / IFC のマニュアルを参照することを推奨。影響を受ける人々が理解できるような言語、形式、媒体で公開することを指示 米輸銀 / 「プロジェクトの環境的および社会文化的側面についての情報源」として関係者を位置づけ

予測評価

評価の基準（客観的、国際的基準等の参照、相手国基準等の扱い）

国際協力銀行		その他機関
国際金融等業務	海外経済協力業務	
<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトの自然環境に関する項目については、原則としてプロジェクト所在国の法律等により規定されている環境関連の基準の遵守を確認する。プロジェクト実施国の環境関連の基準が、国際的な基準（世銀の環境ガイドラインに示されている基準等その妥当性が国際的に認知されている基準）や日本の基準から著しく乖離している場合や、プロジェクト実施国において現時点で規制が確立していない項目がある場合には、我が国の基準や国際的な基準を参照し、環境配慮の適切性の確認を行う。 社会環境、特に非自発的な移転を余儀なくされる住民及び周辺住民に対して、説明が十分なされるなど、住民の同意が得られるための適切な配慮がなされていることが必要。何らかの問題が生じた場合には、国際的に認知されている考え方・手法を参考にしつつ確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として借入国の排出基準を遵守したものでなければならない。また、借入国はプロジェクトが実施される地域において適用される環境基準等の環境保全のための行政目標値の達成に努めなければならない 借入国に環境基準が設定されていない場合には、JBICは借入国が国際機関、日本、その他の国が設定した排出基準を参考にしつつまた費用効果等も勘案して、当該プロジェクトに係る暫定排出目標値を設定することを促すものとする プロジェクトは原則として借り入れ国の国内法に基づき指定された自然保護地区の外で実施されなければならない。また、同直に重大な影響を及ぼす者であってはならない プロジェクトは、希少な野生生物の生息及び生物の多様性の保全に著しい影響を及ぼさないよう必要な措置がとられたものでなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 世銀 / 『汚染防止・削減ハンドブック』には、汚染の予防・削減策、および世界銀行が一般的に許容できる排出水準が、記載されている。しかしEAは、借入国の法令、並びにその地方特有の条件を考慮した上で、その案件のための排出水準や汚染防止・緩和対策への代替案を勧告してもよい。特定の案件又は現場のために選定された排出水準や対策案についての正当性は、EA報告書の中に完全かつ詳細に明示されなければならない。（OP4.01-6） EAはまた、国家環境調査の所見、全国環境行動計画、国家の全体的な政策枠組み、国家の法規、環境および社会的関心事に対する制度面からの対応能力、関連国際条約・協定の下での案件活動に関連する国家の義務等の条件が、それぞれの案件および国家により異なることを考慮する。 IFC / 同ハンドブックにある汚染防止・軽減対策および排出基準はIFCが受け入れられるものとしている OPIC / 同ハンドブックにある汚染防止・軽減対策および排出基準がOPICが受け入れられるものとしている。そこでカバーされないものは米国基準、WHO、その他国際機関の基準を参照する。

独立した検討チーム

国際協力銀行		その他機関
国際金融等業務	海外経済協力業務	
		<ul style="list-style-type: none"> 世銀 / カテゴリー-A案件について、借入人は、EA実行のために、案件に無関係の独立したEA専門家を雇用する（OP4.01-4）

対策の立案・計画のフィードバック

(対策の考え方、代替案の検討、計画への統合)

国際協力銀行		その他機関
国際金融等業務	海外経済協力業務	
<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮の確認を行なった結果、当該プロジェクトの環境配慮が適切ではなく、環境に著しい影響を及ぼす恐れがあると判断される場合には、借入人等を通じて、プロジェクト実施主体者に対して環境配慮の改善を求める。さらに出融資等を行わないとの判断もありうる。 	<ul style="list-style-type: none"> (住民移転の)プロジェクトの計画と実施に当たっては、非自発的な立ち退きと再定住が求められる住民及び主たる収入源を喪失する住民への配慮が必要である (住民移転の)プロジェクトは、その計画策定段階で移転住民数が必要最小限になるように代替案の慎重な検討がなされたものでなければならない 住民移転が発生するプロジェクトにおいては、影響を軽減するための計画が予め策定されていないなければならない。 住民移転に伴う影響を低減するための計画は、移転住民の移転後の生活、所得の回復を目的としたものでなければならない 環境保全対策に纏った費用はプロジェクトコストに含まれていないなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> 世銀/EAは案件の影響範囲内における潜在的な環境リスクと環境への影響を評価し、案件代替案を検討し、案件の選択・位置設定・計画・設計・実行を改善する方法を、環境に与える悪影響を予防、最小化、緩和もしくは補償しつつ好影響を高めることによって、見出し、案件実行全般を通して環境への悪影響を緩和および管理する手順を明示する。 ◇代替案の検討を明示 世銀/世界銀行は、実行可能な範囲で、緩和策又は補償策よりも、予防策を奨励する。(OP4.01-2) 世銀は、住民移転、先住民族、害虫管理、文化財保護について別途ガイドラインを策定 IFC/世銀と同様の記述

文書化 (環境アセスメント報告書の作成)

(公開協議のための概要作成、使用言語等の指定など)

国際協力銀行		その他機関
国際金融等業務	海外経済協力業務	
<ul style="list-style-type: none"> カテゴリAについて「(英訳または和訳された)環境影響評価書(EIA)、必要に応じて住民移転計画、先住民開発計画等の情報に基づき」環境影響に対する配慮の確認を行うとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> A種について環境アセスメント報告書(英文もしくは和文の要旨が添付されたもの)が借入国政府から提出されなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> 世銀/「カテゴリA案件のための環境アセスメント報告書の内容」(OP4.01-B)に、書かれる言語と項目<概要、政策的・法的・行政的枠組み、案件の記述、基底情報、環境へ影響、代替案の分析、環境管理計画、その他添付書類>が詳細に定められている。またGP4.01「環境アセスメント」には時機や形式<ページ数、フォント数など>も記載されている OPIC/環境影響評価や環境管理・モニタリング計画、内部環境監査の推奨記載内容と形式を示している

情報公開

国際協力銀行		その他機関
国際金融等業務	海外経済協力業務	
<ul style="list-style-type: none"> 影響を受ける住民については、説明が十分になされるなどの配慮が必要であるとしているのみ 	<ul style="list-style-type: none"> 借入国内での所要の手続きを終了した環境アセスメント報告書が借入国政府から提出されなければならない 環境アセスメント報告書は借入国内において公開されたものであることが望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 世銀、IFC / 影響評価書案とその他公衆協議に提供された書類すべてを全ステークホルダーに公開を義務づけ（現地語含む）、その概要英語版の公開は融資機関側の責任としている IFC / カテゴリ A について公開協議のマニュアルを必ず参照のこととしている OPIC / IFC のマニュアルを参照することを推奨。ウェブサイトで今後支援を予定しているプロジェクト一覧（特徴と場所、申請者・スポンサー名は非公開）、FI プロジェクトについては企業秘密等の保護の観点から「公表範囲を特定する」としている 米輸銀 / 審査対象プロジェクト一覧を公開するとともに、Trade Secrets Actに基づき企業秘密等を保護するとして上で環境影響報告書を公開

環境所管機関の承認等（独立した審査等）

国際協力銀行		その他機関
国際金融等業務	海外経済協力業務	
	<ul style="list-style-type: none"> 借入国の事業実施機関は、必要に応じプロジェクトの環境対策を客観的に評価し監視することのできる第三者機関を活用することが望ましい 	

計画決定への反映

国際協力銀行		その他機関
国際金融等業務	海外経済協力業務	
	<ul style="list-style-type: none"> 借入国内での所要の手続きを終了した環境アセスメント報告書が借入国政府から提出されなければならない (すなわち、所管機関の計画への反映が期待されている) 	<ul style="list-style-type: none"> 世銀 / TTは、借入人の案件実施計画を見直し、全ての環境管理計画を含むEAの結果・勧告がそこに織り込まれていると保証する（BP4.01-19） IFC、OPIC / 環境社会要件が法的文書（契約関連文書）に反映されていることを確認

事後モニタリング

国際協力銀行		その他機関
国際金融等業務	海外経済協力業務	
<ul style="list-style-type: none"> ● JBIC側が行うモニタリングについて書くことで、相手側にもモニタリングの必要性を示唆している。 ● 借入人側が融資対象プロジェクトの運営に参画する案件については、必要に応じて、重要な環境影響項目につき、モニタリングを行なう。モニタリングに必要な情報は、借入人側から提供される必要がある。カテゴリ-Aの案件は、案件ごとに必要なモニタリング項目を検討し、モニタリングを実施する。カテゴリ-Bの案件は、セクターごとのモニタリングフォーム(III参照)に基づいてモニタリングを実施する。カテゴリ-Cの案件は、本行が必要と判断した場合のみ、モニタリングを行なう場合がある。 	<p>(明示されていないが、必要に応じて実施している)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● IFC / 借入側に年次モニタリング報告書の作成の義務づけ、現地視察等を含むIFCによるProject Supervision Reportsの作成 ● 世銀 / 借入国は、(a) EA報告書の結果に基づいて借入国と世界銀行が同意した方策が、案件書類の中に提示された環境管理計画(EMP)の実施も含めて、遵守されているか、(b) 緩和策の状況、(c) モニタリング結果、を報告する(OP4.01-20) ● 案件実施期間中、TIは、環境規定および法的文書上で合意され他の案件書類中に記述されている借入人の報告協定に基づいて、案件の環境面を監督する(BP4.01-20) ● OPIC / カテゴリAについては年次モニタリング報告書の提出と第三者機関による監査(3年以内)を義務づけ、場合によっては融資機関側の実地調査もあり得るとしている。モニタリングの結果、修正不可能の場合、契約の中止(保険事案) 返済の前倒しやその他利用可能な貸主の救済策(融資事案) を求める

その他

		<p>(既存アセスメントの扱い)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 世銀 / 世界銀行が案件に関与する以前にEAが借入人によって完遂または部分的に遂行されていた場合、世界銀行は、EAを見直しそれが本政策と一貫していることを確認する。 <p>(責任範囲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● IFC / 「IFCの責任」とする項目を設け、IFC側の責任の範囲を部署ごとに明確にしている
--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------